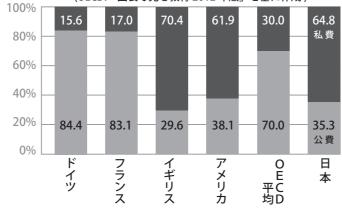
#### 職員組合は高等教育への公財政支出の充実を求めます

従来から日本は教育投資が極端に少なく、 諸外国と比べて、大学や高等教育に対する 十分な資金が投下されていません。そのた め、家計に極めて重い負担がのしかかって います。

教育・研究に対する投資はバラマキでは なく「種蒔き」です。日本にとって、人類 社会にとって、有益な研究や有用な人材の 萌芽は、どこから出現するか予想できませ ん。

生まれた家の経済状態にかかわらず、誰もがその能力に応じて高等教育の機会を得られる環境を整えることが極めて重要です。







#### 別途、次の保証料が必要です

○会員労組の労働者の方 年0.70%または年1.50%○会員労組外の労働者の方 年1.20%または年3.00%

(スマートフォンサイト)



すべての勤労者の実顔のために

http://www.rokin.or.jp

#### 京都大学職員組合 加入申込書

申込日 年 月

В

りがな	性別	生年月日

所属部局: 部署:

職種/職名: (例:教員/准教授)

雇用形態: □常勤 □有期雇用 □時間雇用 □再雇用 □その他(

組 合 費: ■給与控除(通常はこちら) □給与控除以外の徴収法を希望(

E-mail:

@

#### あなたも組合に!

お申し込み

FAX:075-751-8365 http:join.kyodai-union.gr.jp

ご記入頂いた事項は「個人情報の 保護に関する法律」を遵守し、組 合活動情報のご提供、組合費徴収 などの事務のために適切な取扱を いたします。

#### 連絡先

京都大学職員組合事務所 〒606-8317京都市左京区吉田本町 TEL:075-761-8916 FAX:075-751-8365 内線:7615(本部地区) Email: office@adm.kyodai-union.org URL: http://www.kyodai-union.gr.jp

# 〒606-8317 京都市左京区吉田本町 TEL:761-8916 内線:7615(本部地区) FAX:751-8365 URL:http://www.kyodai-union.gr.jp/ Email:office@adm.kyodai-union.org

## 「京都大学組織改革(案)」の本質を問う

— 総長選挙廃止問題と安倍内閣大学改革② —

(前号より続く)

#### 「総長選考制度改革」と一対の「京大組織改革」

なぜ総長選考会議はこれだけの強い批判が あるにもかかわらず、総長選挙制度の廃止と 任期延長・再任制度導入の検討を続けている のでしょうか?

それは現在これと並行して行なわれており、いまや検討の最終局面(3月4日の臨時教育研究評議会で再採決の予定)を迎えている「京都大学組織改革(案)」の進行と併せて考えなければなりません。京都大学における「総長選考制度改革」と「大学組織改革」は車の両輪のようにタイアップして進行しているのです。

背景は、現安倍内閣のもとで 2013 年 1 月 に発足した「産業競争力会議」が、大学を経済成長の手段として明確に位置付けたことにあります。それによれば、大学は①「グローバル人材の育成機関」、かつ②「イノベーション



推進機関」であり、それ以外の機能は必要ないというわけです。大学をこうした政策遂行機関に完全に変えてしまうのに最も必要とされているのが、「学長に従う大学(教員)」と「政府に従う学長」の組み合わせです。わたくしたちが何度も聞かされる「学長のリーダーシップ」の意味内容はまさにこれです。「日本の大学にはびこる"民主主義幻想"、その最たるものが学長選挙だ。」、(こうした大学の)「機動力奪う"民主主義"」を変えなければ未来はない。(『日本経済新聞』特集「大学は変われ

るか一「決める組織へ」(1)、(2) 2013年8月20日 ~)などという目 を疑うようなキャンペーンも大々的 に張られています。



#### 大学自治こそ大学のガバナンスに相応しい

しかし、ちょっと待って下さい。大学におけるリーダーシップとは、教育・研究の現場からの発信によるリーダーシップが主体なのであり、学長はそれを見守るべき存在なのではないでしょうか。教育・研究の環境変化・

社会的ニーズの変化をキャッチする一番のアンテナをもっているのも教育・研究の現場であり、学長にはそれはないとはっきり言えるのではないでしょうか。この明確な理由から、「自治」こそが大学にふさわしいガバナンスのあり方だとされてきたのです。「学問の自由」の「制度的保障」としての「大学の自治」が全世界の大学のガバナンスとして認められてきた理由です。ところが現在の「学長のリーダーシップ・キャンペーン」はこの根幹を突き崩してしまうことを明確に目標にしています。その具体的な攻撃目標が、「学長」と「教授会」なのです。

#### 教授会の審議会化は「大学自治」の破壊



文部科学省の諮問機関である中央教育審議会(現会長は安西祐一郎氏=現京都大学総長選考会議議長)が12月24日にまとめた「大学のガバナンス改革の推進について」(審議まとめ)は、興味深い論理を展開しています。

曰く「国立大学の法人化 以降、国立大学の教員は公

務員ではない。従って以前に教授会の自治 (従って大学の自治)を規定していた教育公 務員特例法は現在の国立大学法人には適用 されない。つまり教授会の自治など今は法 的根拠がないのだ。従って、この際(これ を奇貨として)、教授会の役割を本来の審議 機関としての機能に限定し、決定機関とし ての学長の役割を明記するために学校教育 法を改正し、教授会自治の法的根拠を完璧 に廃止すべきだ。」等々。

国立大学法人法に教授会に関する規定が

ない現状を逆手にとって教授会の自治(従って大学の自治)そのものをなくしてしま おうというまったく転倒した論理です。

### 「教授会自治廃止」と本質は変わらない「京大組織改革(案)」

現在提起されている「京都大学組織改革 (案)」は、6月における総長側の最初の提 案から、複数部局連名による「対案」の提 出を経て、修正を繰り返し、相当妥協的と も言える「折衷案」になってはいますが、「学 域・学系の設置および教育研究組織(部局) からの人事・定員管理機能の分離」すなわ ち「部局教授会自治の廃止」という本質は 何も変わっていません。つまりこれは今国 会に提出される予定である、中央教育審議 会による学校教育法改正による「教授会自 治の廃止」を先取りするものなのです。

#### 教特法の精神を学内規則に(長尾元総長)

他方で、法人化当時の 総長であった長尾元総長 は、当時「京都大学の法 人化についての総長所感」 (2003 年 8 月京大広報号 外)を発表し、その中の9 項目にわたる基本的方向 の提言で、特に次のこと を強調しておられました。



- ①学問の自由を守るために教育公務員 特例法の精神(つまり教授会の自治) を学内規則に反映させること
- ②学長のリーダーシップを各部局の意思との間で調和させるために、部局長会議を重視し、役員会と部局長会議の意思疎通がはかられるよう工夫すること

- ③自由意思に基づく基礎的・萌芽的研究が安定的に行なわれるように、研究分野にかかわらず一定水準の基盤的研究費を保証する一方、大学として支持すべき分野に弾力的に研究費を配分できる方法を工夫すること
- ④経営協議会や役員、あるいは職員などへの学外者の登用については、真に京都大学のために献身してくれる人を選ぶこと、等々です。

#### 学校教育法改正先取りの「京大組織改革(案)」

これらの内の幾つもの点が、現在松本総 長の下でまったく対立する政策にとって代 わられています。

国際高等教育院の設置が、「グローバル人

材育成計画」を先取りしたものであったのと同様に、「京都大学組織改革(案)」は学校教育法改正による「教授会自治の廃止」を先取りするものであり、これと「総長選挙制度の廃止」を組み合わせれば、所期の目標である政府による大学の従属機関化は完成します。

「京都大学組織改革(案)」を「国際高等教育院の設置」と同じ経過にしていいのでしょうか?「大学改革支援型補助金」の獲得のために大学の自治の本質を売り渡すことは将来にわたり大きな禍根を残すことになるでしょう。いま必要なことは、政府・国会や国民の広範な層を巻き込んだ大学と社会についての広範な議論の展開なのです。

#### 京都大学一方的賃下げ無効・未払い賃金請求事件

### 第4回口頭弁論

2014年3月14日(金)15:00~ 京都地裁第101号法廷第4回口頭弁論報告会15:30~弁護士会館地下ホール

賃金請求訴訟の口頭弁論は第4回目を迎えます。毎回、大勢の方に傍聴参加をいただきますことに、御礼申し上げます。被告の京大法人は、賃下げの根拠を十分に示すことができず、原告団優位に訴訟が進んでいます。この勢いを維持し、より優勢に訴訟を進めていくためにも、引き続き多数の傍聴参加をお願いするところです。

なお、傍聴を希望される方の数が傍聴席数を超える場合には、当日の混乱を避けるため、原告、組合員、関係団体を優先いたします。また、予めご連絡をいただいた方も配慮いたします。その旨ご了承ください。第4回口頭弁論の傍聴を希望される方は、下記 URL のフォームよりお申し込みください。https://www.kyodai-union.gr.jp/sosho

賃金訴訟の応援歌「声を束ねて」をリリース! 京大職組書記局の佐藤大介さんが作詞作曲 「♪~さあ ともに声を上げよう。沈黙は同意とみなされる~ 」是非ご試聴ください!

http://youtu.be/YsZBsPhh\_Ql

(D)